

広島県コンクリート診断士会 会 則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、広島県コンクリート診断士会(以下「本会」という)と称する。

第2条 (事務局)

事務局を広島県広島市中区東千田町2-3-26福德技研ビル3階 内に置く。

第2章 目的および活動

第3条 (目的)

本会は、コンクリート診断士制度の趣旨に基づき、診断士の技術力向上、社会的評価と地位の向上に貢献し、社会の発展や安全に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) コンクリートの調査・診断・補修技術に関する情報の収集と会員への提供
- (2) 会員間の親睦、技術交流による技術の研鑽
- (3) コンクリート調査・診断・補修業務の支援
- (4) 緊急時のコンクリート調査・診断・補修の公共支援

第3章 会員

第5条 (会員)

(1) 正会員

本会の第3条の目的に賛同し、広島県および中国地方に勤務または居住し、コンクリート診断士の資格を有する者、およびコンクリート診断士試験合格者を正会員とする。

正会員は「広島県コンクリート診断士会・診断士」を名乗ることができる。

(2) 賛助会員

本会の第3条の目的に賛同する団体とする。

第6条 (入会)

入会を希望する者、団体は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

第7条 (退会)

以下に該当する場合は退会とする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) コンクリート診断士資格を喪失したとき
- (4) 理由なく会費を納めないとき
- (5) 除名されたとき

第4章 役員

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 理事若干名(事務局長を含む)
- (4) 監事1名

第9条（役員を選任）

役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 会長は、役員会で選任し、総会にて承認する。
- (2) 役員は、会長が選任し、総会にて承認する。
- (3) 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第10条（役員職務）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の承認によりその職務を代行できる。
- (3) 理事（代表理事、事務局長、監事を含む）は会長、副会長を補佐し、会の運営に携わる。
- (4) 監事は会計を監査する。

第11条（顧問・アドバイザー）

本会には顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- (1) 顧問は、学識経験者の中から役員会で推薦し、会長が委嘱する。
- (2) アドバイザーは関係公共機関の中から役員会で推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 顧問・アドバイザーは本会に対し、必要な助言をすることができる。

第5章 総会および役員会

第12条（総会および役員会）

総会は、役員ならびに正会員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 役員会は、会の活動計画、会員の入退会など運営事項全般を議決する。

第13条（開催）

- (1) 総会は、毎年1回開催するものとし、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。
- (2) 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

第6章 会計

第14条（年会費）

年会費は次の通りとし、事業開始年度までに納めなければならない。

正会員 3,000円/年
賛助会員 一口10,000円/年

正会員の年会費から一定額を一般社団法人日本コンクリート診断士の事業活動補助費に充てるものとし、金額は役員会で決定する。

第15条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日とする。

第7章 事務

第16条（事務局）

本会の事務のために会長の下に事務局を置く。

事務局には、会則、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書、財産目録等の書類を備えておく。

（付則）

- 1 本会則は平成23年7月15日から施行する。
- 2 診断士の設立時における役員は、第9条の規定にかかわらず設立準備発起人において選任した者とする。

以上